

(参考) 伊勢市議会会議規則

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章～第6章 略</p> <p style="text-align: center;">第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第163条 略</p> <p style="text-align: center;">(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第163条の2 前条の協議等の場のうち、総務政策委員協議会、教育民生委員協議会及び産業建設委員協議会については、<u>生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延又は大規模災害等の発生等により、その構成員が招集場所に参集することが困難であると招集権者が認めるときは、オンラインで開くことができる。ただし、秘密会は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章・第9章 略</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第6章 略</p> <p style="text-align: center;">第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第163条 略</p> <p style="text-align: center;">(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第163条の2 前条の協議等の場のうち、総務政策委員協議会、教育民生委員協議会及び産業建設委員協議会については、<u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u><u>その他重大な感染症のまん延又は大規模災害等の発生等により、その構成員が招集場所に参集することが困難であると招集権者が認めるときは、オンラインで開くことができる。ただし、秘密会は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章・第9章 略</p>